入札時には，入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）

② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）

③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
※ 記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。
※ 提出後の訂正はできません。
※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが，個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は，氏名・住所・生年月日・性別の記載があり，マイナンバーが記載されていないものを提出してください。
※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。
※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書
（買受申出人（**法人**）代表者用）

盛岡地方裁判所　　支部　執行官　殿

事件番号	□平成 ☑令和　〇〇 年（ ケ，ヌ ）第〇〇号	物件番号	〇　〇 「1，2」「1～3」等の物件番号を記入して下さい。

陳述		
	当法人は，暴力団員等が役員である法人ではありません。	
	当法人は，暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	□	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は，別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は，暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは，買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ，上記の別紙を添付してください。

（陳述書作成日）令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

買受申出人（法人）	代表者		
		法人の所在地	〒 〇〇〇 － 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸９番１号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		（フリガナ）	ダイヒョウトリシマリヤク　〇〇〇〇〇
		代表者氏名	代表取締役　〇〇〇〇　㊞
		役　　員	別紙「買受申出人（法人）の役員に関する事項」のとおり

法人の場合，役員全員分の住所や氏名等を記入し，提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は，盛岡地方裁判所執行官室（☎019－651－7666）で配布するほか，BITからもダウンロードすることができます（「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」）。

令和　７年（ケ）第　　４２号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月　４日
盛岡地方裁判所第２民事部
裁判所書記官　松　坂　亜　衣

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１１月２０日　午前　９時００分から 令和　８年１１月２７日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月　３日　午前１０時００分 盛岡地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１４日　午後　１時００分 盛岡地方裁判所第２民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者（国や都道府県、債務者でない所有者等）に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月　４日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～5	700,000 560,000	一括	140,000	59,856	0
1	170,000				
2	240,000				
3	80,000				
4	30,000				
5	180,000				
備考	民事執行規則３０条の３第１項による価額変更				

物　件　目　録

1　所　　在　岩手郡岩手町大字坊第１地割

　　地　　番　１７番１

　　地　　目　宅地

　　地　　積　４０３．００平方メートル

　　所有者　A

2　所　　在　岩手郡岩手町大字坊第１地割

　　地　　番　１７番２

　　地　　目　宅地

　　地　　積　５８２．００平方メートル

　　所有者　A

3　所　　在　岩手郡岩手町大字坊第１地割

　　地　　番　１７番４

　　地　　目　雑種地

　　地　　積　２４０平方メートル

　　(現況)

　　地　　目　原野

　　所有者　A

4　所　　在　岩手郡岩手町大字一方井第１５地割

　　地　　番　１７番８

　　地　　目　公衆用道路

物　件　目　録

地　　積　　４５５平方メートル

所有者　A

５　所　　在　　岩手郡岩手町大字坊第１地割１７番地２、１７番地１

家屋　番号　　１７番２

種　　類　　居宅

構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

床　面　積　　１階　１５２．２６平方メートル
２階　　５８．７６平方メートル

（現況）

床　面　積　　１階　１６１．１６平方メートル

（附属建物）

符　　号　　１

種　　類　　車庫

構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床　面　積　　３９．７４平方メートル

共有者　A　持分３分の２
共有者　B　持分３分の１

令和　7年（ケ）第　　42号

物　件　明　細　書

令和　7年12月23日
盛岡地方裁判所第2民事部
裁判所書記官　北　條　秋　美

1　不動産の表示
【物件番号1～5】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1～5】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件所有者が占有している。
【物件番号5】
本件共有者Aが占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《　注　　意　　書　》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があ

ります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか、ＢＩＴのお知らせメニューにも登載されています。）

令和　７年（ケ）第　　４２号

物　件　目　録

１　所　　在　　岩手郡岩手町大字坊第１地割

　　地　　番　　１７番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　４０３．００平方メートル

　　所有者　Ａ

２　所　　在　　岩手郡岩手町大字坊第１地割

　　地　　番　　１７番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　５８２．００平方メートル

　　所有者　Ａ

３　所　　在　　岩手郡岩手町大字坊第１地割

　　地　　番　　１７番４

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　２４０平方メートル

　　(現況)

　　地　　目　　原野

　　所有者　Ａ

４　所　　在　　岩手郡岩手町大字一方井第１５地割

　　地　　番　　１７番８

　　地　　目　　公衆用道路

令和　７年（ケ）第　　４２号

物　件　目　録

地　　積　　４５５平方メートル

所有者　Ａ

５　所　　在　　岩手郡岩手町大字坊第１地割１７番地２、１７番地１

家屋　番号　　１７番２

種　　類　　居宅

構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建

床　面　積　　１階　１５２．２６平方メートル
２階　　５８．７６平方メートル

（現況）

床　面　積　　１階　１６１．１６平方メートル

（附属建物）

符　　号　　１

種　　類　　車庫

構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床　面　積　　３９．７４平方メートル

共有者　Ａ　持分３分の２
共有者　Ｂ　持分３分の１

令和７年(ケ)第４２号
令和７年８月７日受理
令和７年１０月２０日提出

現況調査報告書

（物件１～５）

盛　岡　地　方　裁　判　所
執行官　　小中　憲司

(注)　チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和７年(ケ)第４２号

物　件　目　録

１　所　　在　岩手郡岩手町大字坊第１地割
　　地　　番　１７番１
　　地　　目　宅地
　　地　　積　４０３．００平方メートル
　　所有者　Ａ

２　所　　在　岩手郡岩手町大字坊第１地割
　　地　　番　１７番２
　　地　　目　宅地
　　地　　積　５８２．００平方メートル
　　所有者　Ａ

３　所　　在　岩手郡岩手町大字坊第１地割
　　地　　番　１７番４
　　地　　目　雑種地
　　地　　積　２４０平方メートル
　　所有者　Ａ

４　所　　在　岩手郡岩手町大字一方井第１５地割
　　地　　番　１７番８
　　地　　目　公衆用道路
　　地　　積　４５５平方メートル
　　所有者　Ａ

５　所　　在　岩手郡岩手町大字坊第１地割１７番地２，１７番地１
　　家屋番号　１７番２
　　種　　類　居宅
　　構　　造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
　　床面積　　１階　１５２．２６平方メートル
　　　　２階　　５８．７６平方メートル
　　(附属建物)
　　符　　号　１
　　種　　類　車庫

令和７年(ケ)第４２号

物　件　目　録

構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建

床　面　積　　３９．７４平方メートル

共有者　Ａ　持分３分の２

共有者　Ｂ　持分３分の１

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録（物件１、２、５）」のとおり
住居表示	（未実施）
土地	物件１、２
現況地目	■宅地
形状	■公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　■その他の者（B（建物共有者）） 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり
建物	物件５
種類，構造及び床面積の概略	□公簿上の記載とほぼ同一である ■公簿上の記載と次の点が異なる（■主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： ■床面積：１階１６１．１６平方メートル（サンルーム部分の増築により８．９平方メートルの増）
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物共有者（A）　□その他の者 上記の者が、本建物を、空住居として管理し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり □土地建物位置関係図のとおり

（注）　チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（土地用）

不動産の表示	「物件目録（物件３）」のとおり
住居表示	（未実施）
土地	物件３
現況地目	■原野
形状	■公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □土地現況図のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 □上記の者が本土地上に，下記目的外建物を所有し，占有している □上記の者が駐車場として使用し，占有している ■上記の者が原野として管理し、占有している
その他の事項	その他の事項に記載のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある［　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり □土地建物位置関係図のとおり

不動産の表示	「物件目録（物件４）」のとおり
住居表示	（未実施）
土地	物件４
現況地目	■公衆用道路
形状	■公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □土地現況図のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 □上記の者が本土地上に，下記目的外建物を所有し，占有している □上記の者が駐車場として使用し，占有している ■上記の者が道路として一般の通行の用に供している
その他の事項	その他の事項に記載のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある［　地方裁判所　支部　平成　年（　）第　号 保管開始日　平成　年　月　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり □土地建物位置関係図のとおり

（注）　チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（占有関係用〈単独〉）

占有者及び占有権原（物件　１、２　関係）		
占有範囲		■全部　□
占有者		□債務者　■物件５建物共有者Ｂ
占有状況		■敷地　□駐車場　□ □居宅　□事務所　□店舗　□倉庫　□
■関係人（■Ａ（物件１、２土地所有者、物件５建物共有者）の陳述）の要旨		
占有権原		□賃借権　□使用借権　□所有権　■不明
占有開始時期		昭和５９年１２月１日ころ（物件５建物の登記記録上の建築年月日）
最初の契約等	契約日	
	期間	
更新の種別		□合意更新　□自動更新　□法定更新
現在の契約等	期間	年　月　日から　□　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者　□その他の者（　）
	借主	■占有者　□その他の者（　）
賃料・支払時期等		毎年金　円 □前払（　分　円） □相殺（　分　円）
敷金・保証金		□ない　□ある（□敷　金　円　□保証金　円）
特約等		□譲渡・転貸を認める　□
その他		ＡとＢは婚姻関係にあったことから、親族関係を基礎とする黙示の使用貸借契約が存在しているものと推測される。
執行官の意見		■上記のとおり　□下記のとおり　□「執行官の意見」のとおり

（注）　チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（その他の事項用）

その他の事項
■物件１、２土地関係 １　物件１、２土地は、一体となって物件５建物の敷地として利用されている。 ２　本一体地は、公図上、北側で物件３土地を介して「道」に、南側で物件４土地及び岩手町が所有する用悪水路（地番１４４番）を介して、建設省（現国土交通省）が所有する公衆用道路に、それぞれ接面している。 現況、本土地は、北側で、物件３土地を介して、幅員約２．７メートルの舗装町道「坊線」に接面している。（評価人の調査によれば、当該道路は建築基準法第４２条第２項に規定する道路となっている。）南側で幅員約４．７メートルの舗装私道（物件４）に接面している。 ■物件３土地関係 １　本土地の登記上の地目は雑種地となっているが、現況は、草木が繁茂しており、造成等を行うことにより使用が可能となると思われ、その地目は原野である。 ２　本土地は、公図上、北側で「道」に接面している。 現況、北側で幅員約２．７メートルの舗装町道「坊線」に接面している。 ３　本土地は、北から南へ緩傾斜となっている。 ■物件４土地関係 １　本土地は、公衆用道路として利用されている。 ２　本土地は、公図上、南側で岩手町が所有する用悪水路（地番１４４番）を介して建設省（現国土交通省）が所有する公衆用道路に接面している。 現況、南側で幅員約４．７メートルの舗装町道「神明沼田線」に接面している。 ３　物件１との間の公図上「水」となっている部分は、一見したところ物件４と一体となっており、水路を確認することはできなかったが、買受人は、占用許可の必要の有無について、岩手町建設課（または農林課）に協議を要する。 ４　本土地は、北から南へ緩傾斜となっている。 ■物件５建物関係 １　主である建物の１階サンルーム部分は増築されている。その床面積は、約８．９平方メートルである。 ２　本建物の入口付近が傷んでいる。（写真③参照） ３　１階洋室で雨漏りの跡が見られた。（写真⑥参照）

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（関係人の陳述等用）

関係人の陳述等	
陳　述　者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■Ａ（債務者兼物件１～４所有者、物件５共有者）	物件５建物の相共有者Ｂは私の元妻です。物件５建物は、現在は私が空住居として管理しています。Ｂから地代を収受したことはありません。１階の洋室で雨漏りがしている箇所があります。玄関横の和室前の廊下の天井も雨漏りがしているような音がすることがありますが見た目ではわかりません。１階玄関前の床にへこみが感じられるところがあります。１階ボイラー室のボイラーは壊れています。物件５建物内ではネズミの糞が見られるので、ネズミがいると思います。 物件１土地と物件４土地の間に公図上存在する用悪水路について、その占用の許可をとったりしたことは、ありません。
岩手町役場建設課職員	（物件１（地番１７番１）と物件４（地番１７番８）の間の公図上「水」となっている部分について） 占用許可が必要となるかどうかは、現地の状態なども個別に確認する必要があるので、建設課の窓口に（買受人が）協議に来ていただければと思います。場合によっては農林課が所管となる場合もありますが、その場合はご案内します。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和７年８月７日（木）	執行官室（郵便）	法務局へ登記関係資料交付申請
令和７年８月７日（木）	執行官室（郵便）	岩手町役場へ課税関係資料交付申請
令和７年８月７日（木）	執行官室	道路照会（ＨＰ閲覧）
令和７年８月８日（金）	執行官室（FAX）	岩手町役場へ道路照会
令和７年８月８日（金）	盛岡市役所	課税関係資料交付申請（事務員）
令和７年８月２１日（木）	執行官室（郵便）	法務局へ登記関係資料追加交付申請
令和７年９月３日（水）	執行官室（郵便）	物件６、７　期日通知送付
令和７年９月１２日（金） １４：４５～１４：５０	物件所在地	物件６、７　物件確認、外観調査
令和７年９月１６日（火）	執行官室（郵便）	物件１～５　期日通知送付
令和７年９月１７日（水） １３：４５～１５：００	物件６，７所在地	Ａ立会いのもと、物件６，７に立入調査 評価人同行
令和７年９月２９日（月） ９：００～９：１０	盛岡地方法務局	登記関係資料追加申請・受領
令和７年９月２９日（月） １３：５０～１６：００	物件１～５所在地	Ａ立会いのもと、物件１～５に立入調査 評価人同行
令和７年１０月２０日（月） ９：５５～１０：００	執行官室（電話）	岩手町建設課職員に聴取

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日

目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日

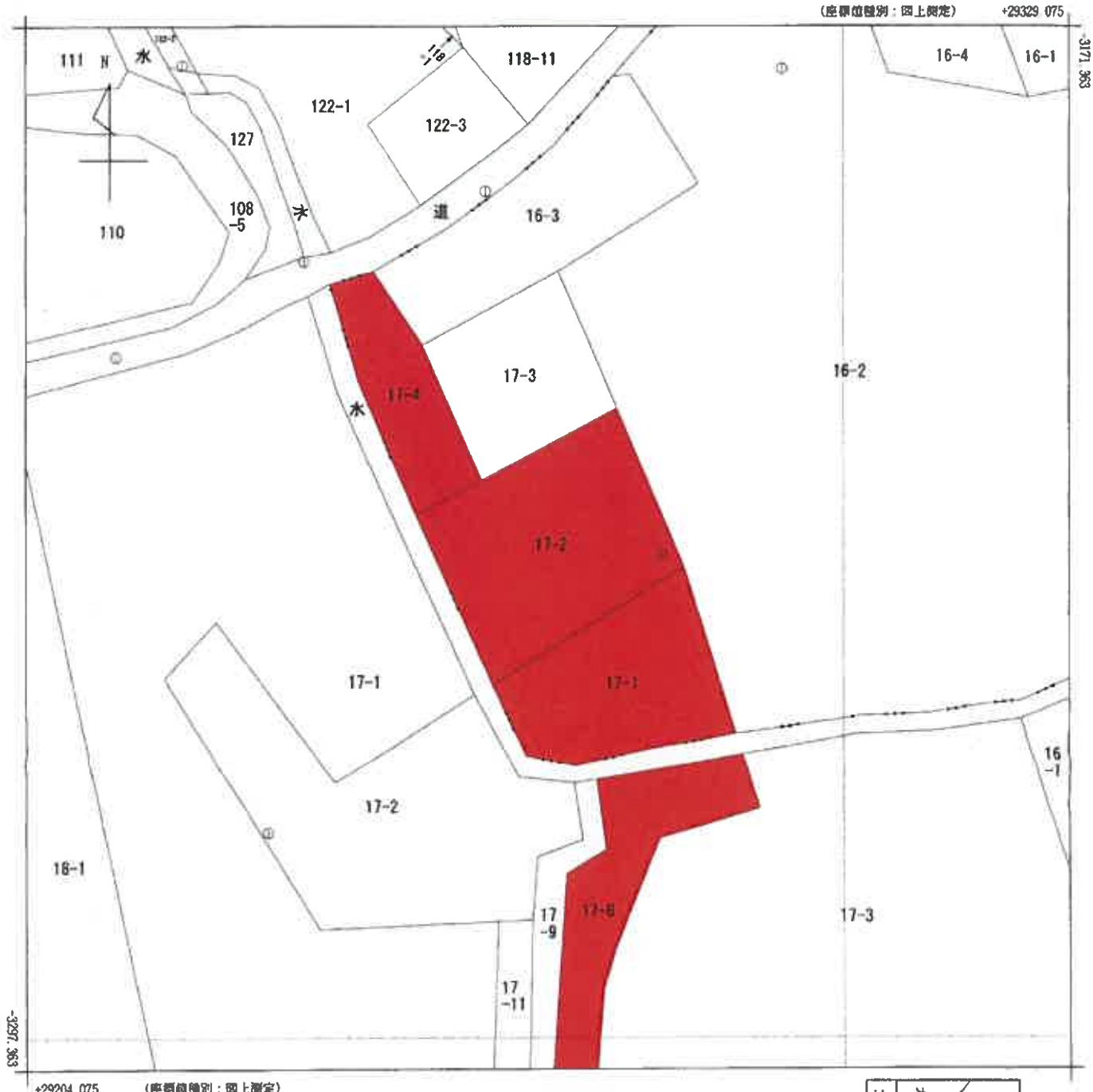
目的物件は不在であったので、立会人　を立ち会わせて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日

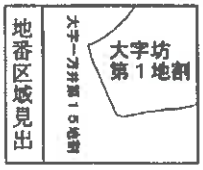
休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）　チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小

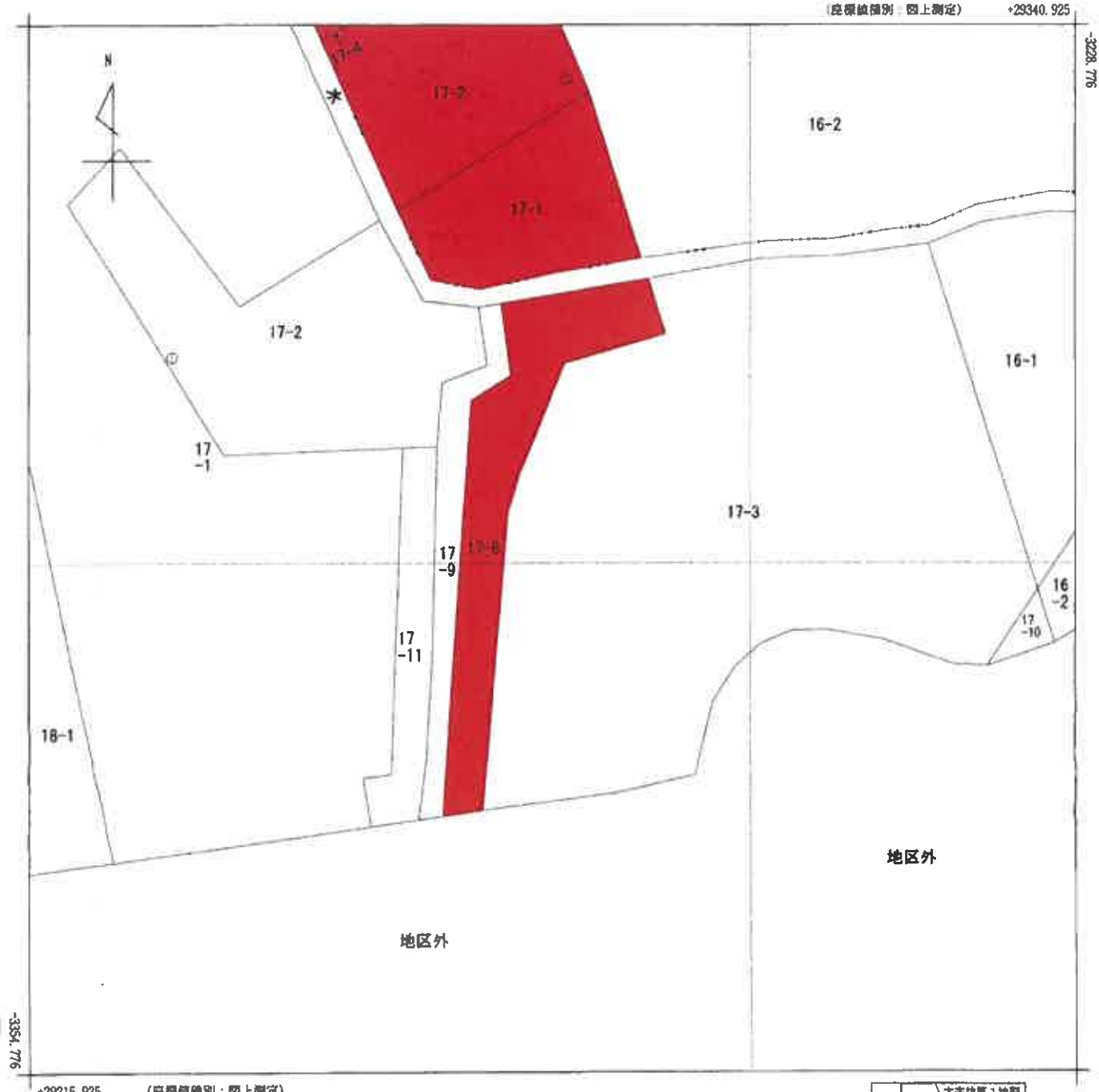


(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

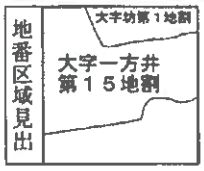


請求部分	所在	岩手郡岩手町大字坊第１地割				地番	17番2		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和40年9月			備付年月日(原図)		補記事項			

A3判をA4判に縮小

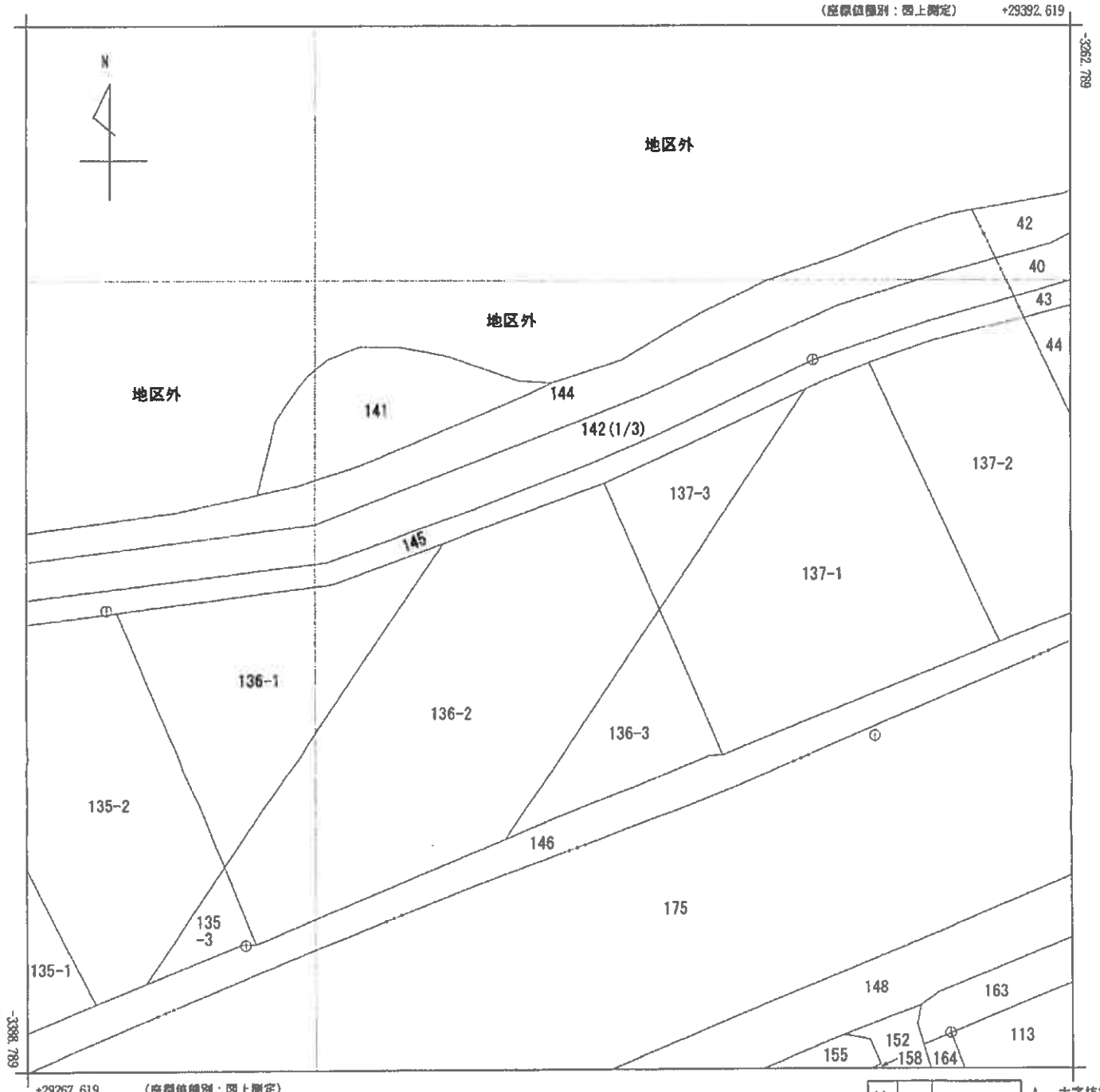


(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

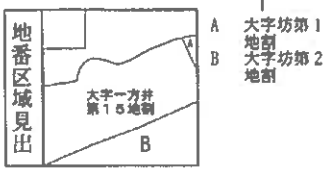


請求部分	所在	岩手郡岩手町大字一方井第１５地割				地番	17番8		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日	昭和40年9月			備付年月日(原図)				補記事項	

A3判をA4判に縮小



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。



請求部分	所在	岩手郡岩手町大字一方井第１５地割				地番	142番		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	土地改良所在図
作成年月日	昭和55年10月			備付年月日(原図)	昭和60年12月25日	補記事項			

登記年月日：昭和59年12月10日

173473

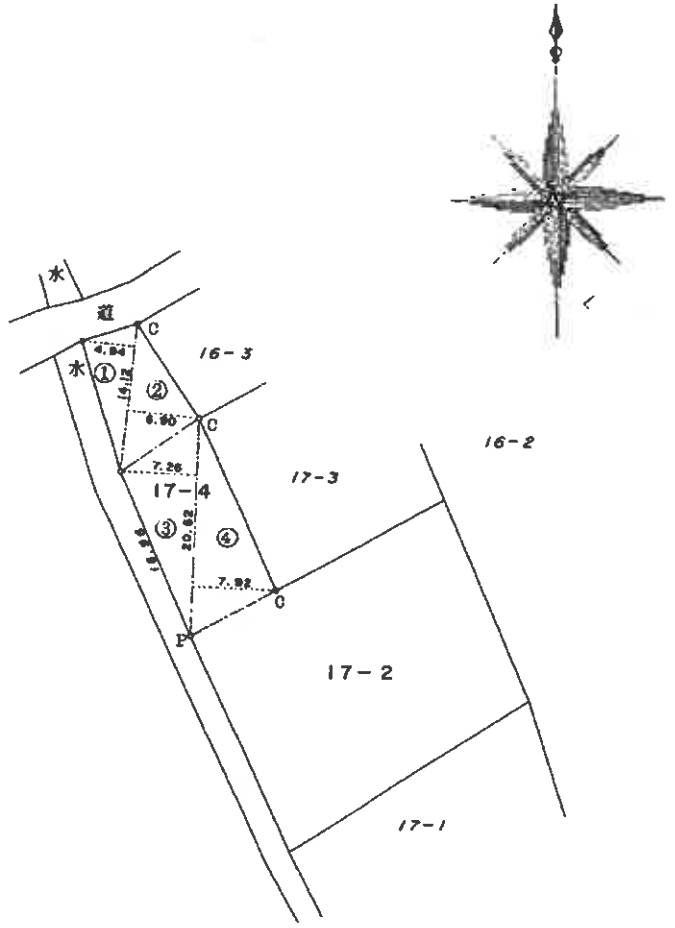
地積測量図

地番	前 17-2 後 17-4 17-2
土地の所在	岩手郡岩手町大字坊第1地割字沖田 R² 24-4

単位：メートル

求積

①	14·12	× 4·94 ≒	69·7528
②	14·12	× 6·90 ≒	97·4280
③	20·62	× 7·26 ≒	149·7012
④	20·62	× 7·92 ≒	163·3104
		計 ≒	480·1924
		½ ≒	240·0962
		地積 ≒	240 ㎡



作製者		申請人		縮尺	1/500

(単位cm)

昭和59.12.10

A3判をA4判に縮小

（12枚目）

地図整理番号：M25468

登記年月日：昭和57年6月4日

104510

前 17-3　　後 新17-3、17-8へ17-10

うら3り　後

~~地籍測量図~~
~~地籍測量図兼土地所在図~~
地積測量図

地番	17－8 17－9　17-3 新
土地の所在	岩手郡岩手町大字一方井第15地割字町浦

単位：メートル

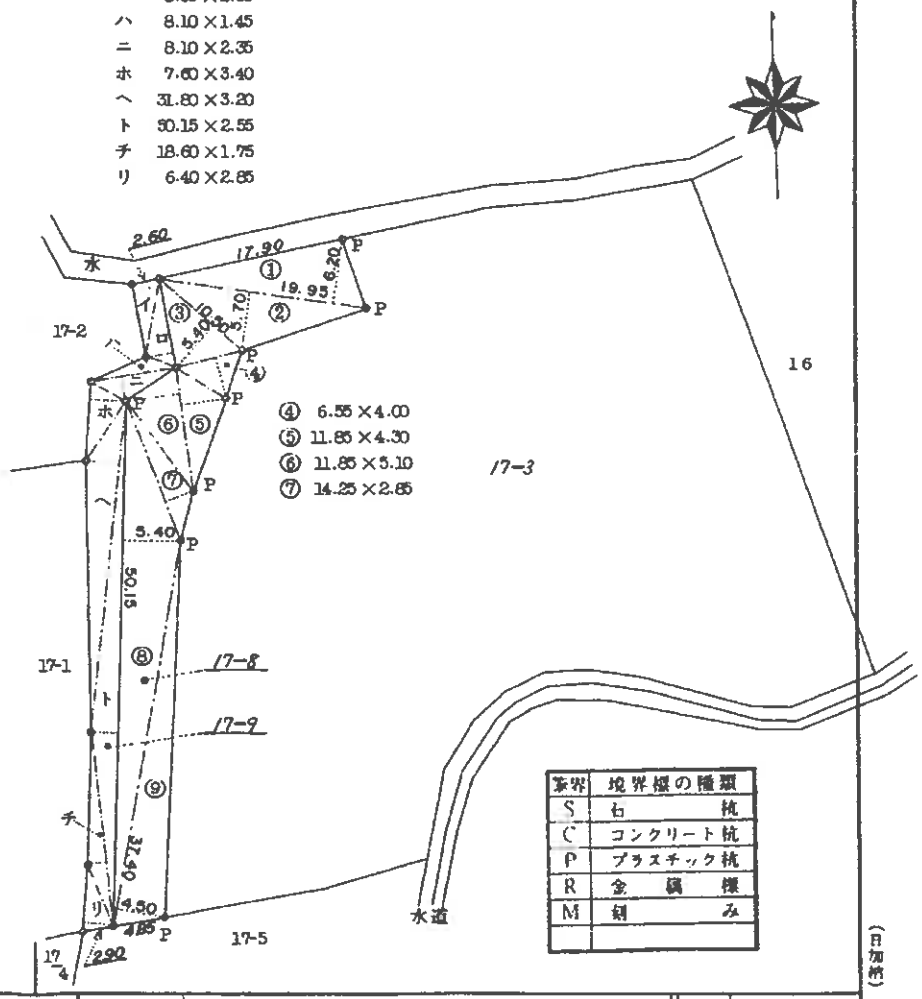
17-8 求積

①	19·95 × 6·20 =	123·6900
②	19·95 × 5·70 =	113·7150
③	10·50 × 5·40 =	56·7000
④	6·55 × 4·00 =	26·2000
⑤	11·85 × 4·30 =	50·9550
⑥	11·85 × 5·10 =	60·4350
⑦	14·25 × 2·85 =	40·6125
⑧	50·15 × 5·40 =	270·8100
⑨	37·40 × 4·50 =	168·3000
	計 =	911·4175
	½ =	455·70875
	地積 =	455 ㎡

17-9 求積

イ	7·60 × 2·40 =	18·2400
ロ	8·65 × 2·60 =	22·4900
ハ	8·10 × 1·45 =	11·7450
ニ	8·10 × 2·35 =	19·0350
ホ	7·60 × 3·40 =	25·8400
ヘ	31·80 × 3·20 =	101·7600
ト	50·15 × 2·55 =	127·8825
チ	18·60 × 1·75 =	32·5500
リ	6·40 × 2·85 =	18·2400
	計 =	377·7825
	½ =	188·89125
	地積 =	188 ㎡

イ　7·60×2·40
ロ　8·65×2·60
ハ　8·10×1·45
ニ　8·10×2·35
ホ　7·60×3·40
ヘ　31·80×3·20
ト　50·15×2·55
チ　18·60×1·75
リ　6·40×2·85



筆界	境界標の種類
S	石杭
C	コンクリート杭
P	プラスチック杭
R	金鋲標
M	刻み

（日加算）

作製者		申請人		縮尺	1/500

S57.6.4

A3判をA4判に縮小

（13 枚目）

地図整理番号：M25469

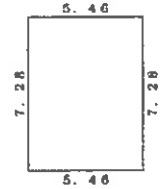
登記年月日：平成27年6月1日

各階平面図

家屋番号	１７－２
建物の所在	岩手郡岩手町大字坊第１地割１７番地２、１７番地１

建物図面

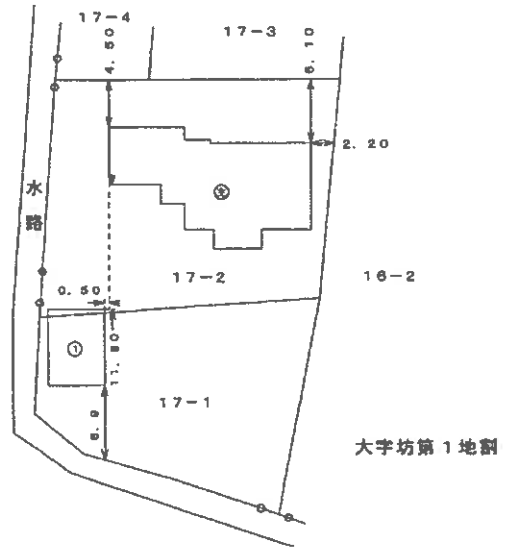
附属建物（符号１）



求積表

5.46 × 7.28 ＝ 39.748800

床面積 39.74㎡



報告書NO. 1500117

作成者		縮尺	1/250

申請人		縮尺	1/500

A3判をA4判に縮小

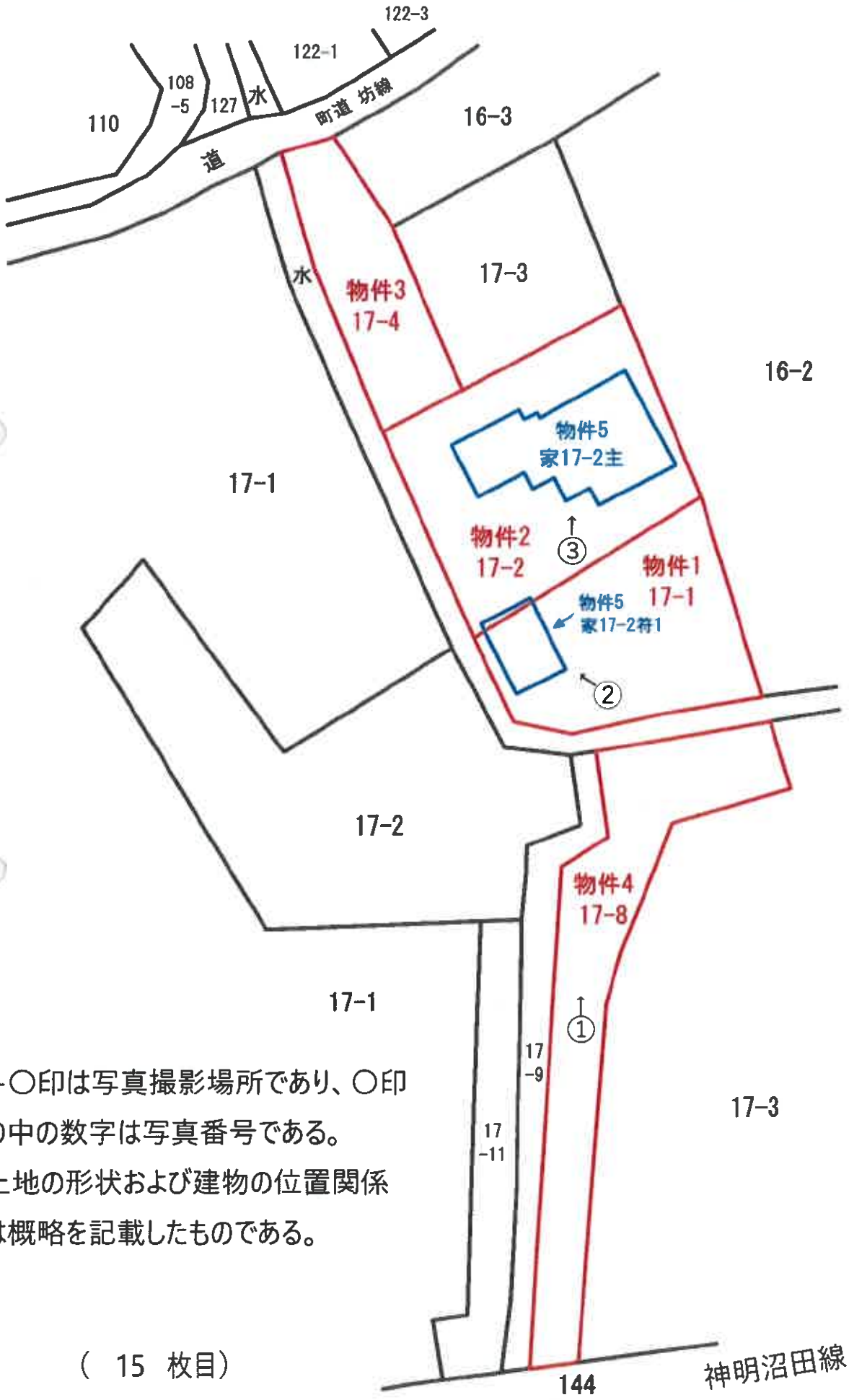
（14 枚目）

地図整理番号：M25470

令和7年（ケ）第42号

土地建物位置関係図

S≒1/500

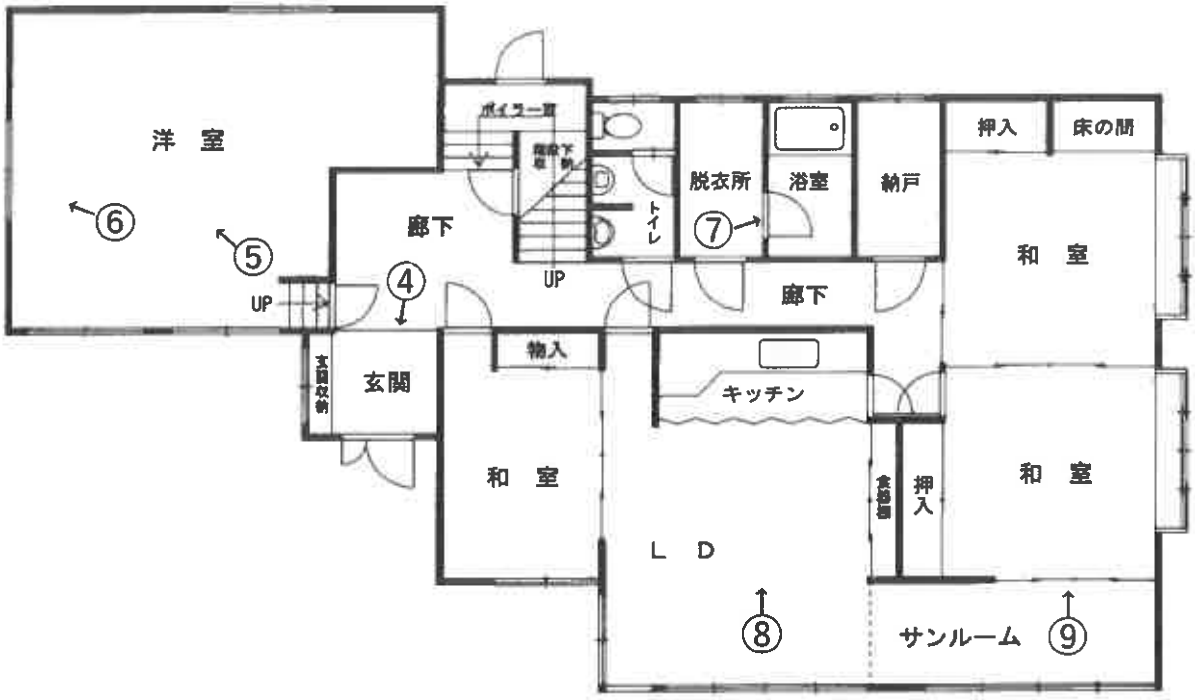


←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

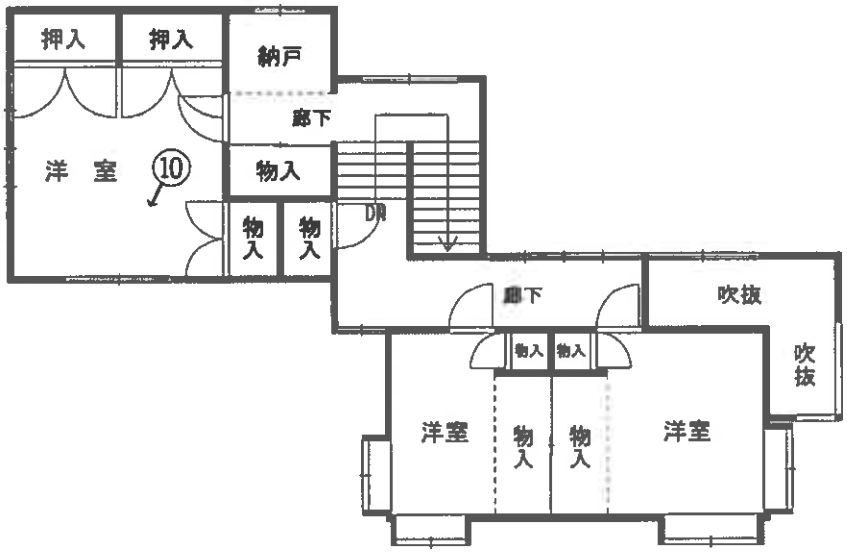
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。

令和7年（ケ）第42号

物件5 主である建物 間取図



1階



2階

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

令和7年（ケ）第42号

物件５建物 附属建物 符号１



②

←〇印は写真撮影場所であり、〇印の中の数字は写真番号である。

建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

写真１



写真２



写真３



写真４



写真５



写真６



写真７



写真８



写真９



写真１０



令 和 7 年 (ケ) 第 42 号
令和7年9月29日　現地調査
令和7年11月10日　評　　価

盛岡地方裁判所　第2民事部　御中

評　　価　　書
(物　件　1　～　5)

評価人　不動産鑑定士

畠 山　順

第1　評価額

一　　括　　価　　格	
物　件　1　～　5	金　1,930,000円
内　　訳　　価　　格	
物件1（土地）	金　460,000円
物件2（土地）	金　670,000円
物件3（土地）	金　220,000円
物件4（土地）	金　80,000円
物件5（建物）	金　500,000円

①　一括価格は、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。

②　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

③　各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2　評価の条件

1　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3　目的物件

番　号	所在等	登記	現況
1 (土地)	所在	岩手郡岩手町大字坊第1地割	特記事項欄参照
	地番	17番1	
	地目	宅地	
	地積	403.00㎡	
	所有者	A	
2 (土地)	所在	岩手郡岩手町大字坊第1地割	特記事項欄参照
	地番	17番2	
	地目	宅地	
	地積	582.00㎡	
	所有者	A	
3 (土地)	所在	岩手郡岩手町大字坊第1地割	特記事項欄参照
	地番	17番4	
	地目	雑種地	
	地積	240㎡	
	所有者	A	
4 (土地)	所在	岩手郡岩手町大字一方井第15地割	特記事項欄参照
	地番	17番8	
	地目	公衆用道路	
	地積	455㎡	
	所有者	A	
5 (建物)	所在	岩手郡岩手町大字坊第1地割 17番地2、17番地1	特記事項欄参照
	家屋番号	17番2	
	種類	居宅	
	構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
	床面積	1階　152.26㎡	
		2階　58.76㎡	
	符号	1	
	種類	車庫	
	構造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	
	床面積	39.74㎡	
	所有者	A　持分3分の2	
		B　持分3分の1	

<table>
<tr><th>番　号</th><th>特　記　事　項</th></tr>
<tr><td>1</td><td>物件1・2土地は、物件5建物の敷地として利用されている。また、物件3土地は、物件1・2土地の北西側に隣接しており、北側町道に接面することにより、物件1・2土地の接道要件を満たしている。さらに、物件4土地は、公図上の水を介して物件1・2土地の南側に存しており、南側町道に接面することにより、物件1・2土地の接道要件を満たしている。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>物件5主である建物は、1階南東側のサンルームが増築されており、当該増築部分の床面積は約8.9㎡である。したがって、物件5主である建物の床面積は公簿上の記載と異なっており、その詳細は以下のとおりである(「現況調査報告書」参照)。
＜物件5主である建物＞
<table>
<tr><td rowspan="3">床 面 積</td><td>1階</td><td>161.16㎡</td></tr>
<tr><td>2階</td><td>58.76㎡</td></tr>
<tr><td>延床面積</td><td>219.92㎡</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

第4　目的物件の位置・環境等

1　対象土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位置・交通	いわて銀河鉄道線「いわて沼宮内」駅　北西方　約　4.8 km 最寄バス停「一方井」　約　600 m 岩手町役場　約　4.3 km ベルプラス沼宮内店　約　5.3 km 岩手町立一方井小学校　約　1,000 m （以上道路距離）	
付近の状況	対象物件が存する地域は、岩手町中心市街地の北西部郊外の一方井地区に位置しており、県道17号（岩手平舘線）の東側背後に広がる田園地帯の中に農家住宅、一般住宅等が点在する地域である。	
主な公法上の規制等 （道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	指定なし
	建ぺい率	70%
	容積率	200%
	防火規制	なし
	その他の規制	土砂災害警戒区域（土石流）
画地条件	地積	985.00㎡
	間口（北側）	約9.0m
	奥行	約37.0m（最大）
	形状	ほぼ台形
	接道状況	二方路
	地勢	南方下り緩傾斜
接面道路の状況	物件1・2土地は、北側で物件3土地を介して幅員約2.7m舗装町道「坊線（建築基準法第42条第2項道路）」に、南側で公図上「水」を介して幅員約4.7mの舗装私道（物件4）にそれぞれほぼ等高に接面している。	
土地の利用状況等	物件1・2土地は、物件5建物の敷地となっており、建物所有者らが本件土地上に物件5建物を所有し、占有している（「現況調査報告書」参照）。	
供給処理施設	上水道	あり
	下水道	なし
	ガス配管	なし
	（注）	「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいい、「なし」とは対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。

特　記　事　項	対象土地の土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。
	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
	物件1と物件4の間には、公図上「水」が存しているが、現況において水路等を確認することはできなかった。ただし、買受人は、占用許可の必要の有無について、岩手町担当部局に協議を要する(「現況調査報告書」参照)。
	物件1・2土地の接道状況としては、物件3を介することにより町道との接道要件を満たしており、南側で公図上「水」を介して舗装私道である物件4に接面することから、実際の利用状況としては二方路地としての効用がある。なお、物件4は南端で町道「明神沼田線(建築基準法第42条第1項第1号道路)」に接面している。
	本件において、Bは物件5建物の共有者であり、物件5建物が存することにより土地賃借権等が設定されることが一般的であるが、AとBは過去において婚姻関係にあったことから、親族関係を基礎とした黙示の使用貸借の状態にあるものと推測される(「現況調査報告書」参照)。

2 対象土地の概況及び利用状況等(物件3)

位置・交通	いわて銀河鉄道線「いわて沼宮内」駅	北西方 約	4.9 km
	最寄バス停「一方井」	約	700 m
	岩手町役場	約	4.4 km
	ベルプラス沼宮内店	約	5.4 km
	岩手町立一方井小学校	約	900 m
			(以上道路距離)
付近の状況	対象物件が存する地域は、岩手町中心市街地の北西部郊外の一方井地区に位置しており、県道17号(岩手平舘線)の東側背後に広がる田園地帯の中に農家住宅、一般住宅等が点在する地域である。		
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域	
	用途地域	指定なし	
	建ぺい率	70%	
	容積率	200%	
	防火規制	なし	
	その他の規制	土砂災害警戒区域(土石流)	
画地条件	地積	240㎡	
	間口	約5.0m	
	奥行	約29.0m (最大)	
	形状	ほぼ台形	
	接道状況	中間画地	
	地勢	南方下り緩傾斜	
接面道路の状況	物件3土地は、以下の道路にほぼ等高に接面している。 ・北側幅員約2.7m舗装町道「坊線(建築基準法第42条第2項道路)」		
土地の利用状況等	物件3土地は、現況において雑草等が繁茂した原野状の土地であり、北側で町道坊線に接面しており、物件1・2の北西側に隣接することにより、物件1・2の接道要件を満たしている。		
供給処理施設	上水道	引込可	
	下水道	なし	
	ガス配管	なし	
	(注)	「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいい、「なし」とは対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。	

特　記　事　項	対象土地の土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。
	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
	物件3土地は、現況において雑草等が繁茂した原野状の土地であることから、宅地利用にあたっては整地・造成等が必要になる(「現況調査報告書」参照)。

3 対象土地の概況及び利用状況等(物件4)

位置・交通	いわて銀河鉄道線「いわて沼宮内」駅　北西方　約　4.8 km 最寄バス停「一方井」　約　600 m 岩手町役場　約　4.3 km ベルプラス沼宮内店　約　5.3 km 岩手町立一方井小学校　約　1,000 m (以上道路距離)	
付近の状況	対象物件が存する地域は、岩手町中心市街地の北西部郊外の一方井地区に位置しており、県道17号(岩手平舘線)の東側背後に広がる田園地帯の中に農家住宅、一般住宅等が点在する地域である。	
主な公法上の規制等 (道路幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	指定なし
	建ぺい率	70%
	容積率	200%
	防火規制	なし
	その他の規制	土砂災害警戒区域(土石流)
画地条件	地積	455㎡
	間口(南側)	約4.7m
	奥行	約60.0m(最大)
	形状	帯状地
	接道状況	中間画地
	地勢	南方下り緩傾斜
接面道路の状況	物件4土地は、公図上の水を介して物件1土地の南側に位置する公衆用道路である。物件4土地は、南側で用悪水路(地番144番)を介して幅員4.7mの舗装町道「明神沼田線(建築基準法第42条第1項第1号道路)」にほぼ等高に接面している。	
土地の利用状況等	物件4土地は、公衆用道路として利用されている私道であり、土地所有者Aが道路として一般の通行の用に供している(「現況調査報告書」参照)。	
供給処理施設	上水道	引込可
	下水道	なし
	ガス配管	なし
	(注)	「あり」とは当該供給処理施設が対象物件の敷地内に引込まれていることをいい、「なし」とは対象物件の敷地内に引込まれていないことをいう。

特　記　事　項	対象土地の土壌汚染の可能性について、登記記録の履歴及び現地調査の結果、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。ただし、土壌汚染の有無は指定調査機関などの専門家による調査でなければ確定できない。
	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。
	物件1と物件4の間には、公図上「水」が存しているが、現況において水路等を確認することはできなかった。ただし、買受人は、占用許可の必要の有無について、岩手町担当部局に協議を要する(「現況調査報告書」参照)。

4 建物の概況及び利用状況(物件5)

① 物件5主である建物

区分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)	昭和59年12月1日　新築
	経過年数	約40.9年
	経済的残存耐用年数	0年
仕様	構造	木造
	屋根	亜鉛メッキ鋼板葺
	外壁	モルタル、サイディングボード等
	内壁	ビニールクロス、砂壁等
	天井	ビニールクロス、木板張等
	床	フローリング、畳、絨毯等
	設備	電気設備、給排水設備、給湯設備等
	その他	特になし
	(注)	建物に付属する各種設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かは不明である。
床面積(現況)	1階	161.16㎡
	2階	58.76㎡
	延床面積	219.92㎡
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	別紙「建物間取図」のとおり
品等	中品等	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	物件5主である建物については、建物共有者Aが空住居として管理し、占有している(「現況調査報告書」参照)。	
特記事項	物件5主である建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 物件5主である建物は、1階南東側のサンルームが増築されており、当該増築部分の床面積は約8.9㎡である。したがって、物件5主である建物の床面積は公簿上の記載と異なっており、その詳細は以下のとおりである(「現況調査報告書」参照)。	

＜物件5主である建物＞

		公簿数量	現況数量
床面積	1階	152.26㎡	161.16㎡
	2階	58.76㎡	58.76㎡
	延床面積	211.02㎡	219.92㎡

特　記　事　項	本件において、Bは物件5建物の共有者であり、物件5建物が存することにより土地賃借権等が設定されることが一般的であるが、AとBは過去において婚姻関係にあったことから、親族関係を基礎とした黙示の使用貸借の状態にあるものと推測される(「現況調査報告書」参照)。
	物件5主である建物については、以下の破損・損傷等を確認した(「現況調査報告書」参照)。 【建物外部】 ・玄関外のタイルの破損 【建物内部】 ・玄関付近の床板のへこみ ・1階洋室の雨漏り跡 ・ボイラー故障

② 物件5附属建物符号1

区　　分	附属建物　符号1	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)	昭和59年月日不詳新築
	経　過　年　数	約40年以上
	経済的残存耐用年数	0年
仕　　様	構　造	木造
	屋　根	亜鉛メッキ鋼板ぶき
	外　壁	サイディングボード等
	内　壁	モルタル等
	天　井	鉄骨現し、木板張等
	床	コンクリート打放等
	設　備	電気設備等
	その他	特になし
	(注)	建物に付属する各種設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かは不明である。
床面積(現況)	延床面積	39.74㎡
現況用途等	現況用途	車庫
	間取り	別紙「建物間取図」のとおり
品　　等	中品等	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	物件5附属建物符号1については、建物共有者Aが車庫として管理し、占有している(「現況調査報告書」参照)。	
特記事項	物件5附属建物符号1について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 本件において、Bは物件5建物の共有者であり、物件5建物が存することにより土地賃借権等が設定されることが一般的であるが、AとBは過去において婚姻関係にあったことから、親族関係を基礎とした黙示の使用貸借の状態にあるものと推測される(「現況調査報告書」参照)。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1～4(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格 (円／㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	更地・建付地価格 (円) オ(ア×イ×ウ×エ)
1	5,500	86.4%	403.00	100.0%	1,920,000
2	5,500	86.4%	582.00	100.0%	2,770,000
3	5,500	55.6%	240	100.0%	730,000
4	5,500	10.0%	455	100.0%	250,000

ア 標準画地価格 ： 類似地域の地価水準、現地調査結果等を勘案して、標準画地価格を上記の通り査定した。

イ 個別格差

物件1・2 ： 格差率(相乗積) -13.6%

条件項目	格差率	内訳	条件項目	格差率	内訳
街路条件	±0.0	格差なし			
交通接近条件	±0.0	格差なし			
環境条件	±0.0	格差なし	画地条件	－13.6	形状 二方路 間口・奥行の関係
行政的条件	±0.0	格差なし			
その他条件	±0.0	格差なし			

物件3 ： 格差率(相乗積) -44.4%

条件項目	格差率	内訳	条件項目	格差率	内訳
街路条件	±0.0	格差なし			
交通接近条件	±0.0	格差なし			
環境条件	±0.0	格差なし	画地条件	－44.4	形状 間口・奥行の関係 セットバック 要整地・造成
行政的条件	±0.0	格差なし			
その他条件	±0.0	格差なし			

物件4 ： 格差率(相乗積) -90.0%

条件項目	格差率	内訳	条件項目	格差率	内訳
街路条件	±0.0	格差なし			
交通接近条件	±0.0	格差なし			
環境条件	±0.0	格差なし	画地条件	－90.0	私道減価
行政的条件	±0.0	格差なし			
その他条件	±0.0	格差なし			

ウ 地積 ： 公簿数量を採用した。

エ 建付減価補正率 ： 特にないものと判断した。

② 物件5(建物)

ⅰ 物件5建物

当該建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

物件番号	再調達原価 (円／㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) エ(ア×イ×ウ)
5 主	120,000	219.92	2.5%	660,000
5 符 1	60,000	39.74	2.5%	60,000

ウ 現価率 : 耐用年数に基づく方法(定額法)と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

＜主である建物＞

耐用年数に基づく方法(定額法) : 経済的耐用年数30年、経過年数40.9年以上、経済的残存耐用年数0年、残価率5%により、下記のとおり査定した。

残価率 = 5% + (1 − 5%) × (経済的残存耐用年数 0年 / 経済的耐用年数 30年) = 5.0%

観察原価法 : 建物の老朽化の程度、保守管理の状況等を勘案して、減価率－50%と査定した。

以上により、現価率を下記のとおり査定した。

◇ 現価率 : 定額法 5.0% × (1 − 観察減価法 50%) = 2.5%

＜附属建物符号1＞

耐用年数に基づく方法(定額法) : 経済的耐用年数30年、経過年数40年以上、経済的残存耐用年数0年、残価率5%により、下記のとおり査定した。

残価率 = 5% + (1 − 5%) × (経済的残存耐用年数 0年 / 経済的耐用年数 30年) = 5.0%

観察原価法 : 建物の老朽化の程度、保守管理の状況等を勘案して、減価率－50%と査定した。

以上により、現価率を下記のとおり査定した。

◇ 現価率 : 定額法 5.0% × (1 − 観察減価法 50%) = 2.5%

ⅱ 建物価格合計

	5主 (円) (②ⅰエ) ア	5符1 (円) (②ⅰエ) イ	建物価格合計 (円) ウ
建物の価格	660,000	60,000	720,000

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格（円）ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円）ウ(ア×イ)
1	1,920,000	20%	法定地上権	380,000
2	2,770,000	20%	法定地上権	550,000
土地利用権価格（合計）				930,000

イ 土地利用権等割合 ： 最先順位抵当権設定時の土地建物の所有関係等をも考慮のうえ、土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 20% と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格（円）(1①オ・1②ⅱウ) ア	土地利用権等価格の加算（円）(2①ウ) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円）(ア+イ)×ウ×エ×オ
1	1,920,000	-380,000	100%	50%	60%	460,000
2	2,770,000	-550,000	100%	50%	60%	670,000
3	730,000		100%	50%	60%	220,000
4	250,000		100%	50%	60%	80,000
5	720,000	930,000	100%	50%	60%	500,000
一括価格（合計）						1,930,000

ウ 占有減価修正 ： 特に必要ないものと判断した。

エ 市場性修正 ： 経済的残存耐用年数が満了し、老朽化・機能的陳腐化等が懸念される複数の建物が存すること等を考慮し、周辺の市場動向等を勘案して査定した。

オ 競売市場性修正 ： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6　参考価格資料

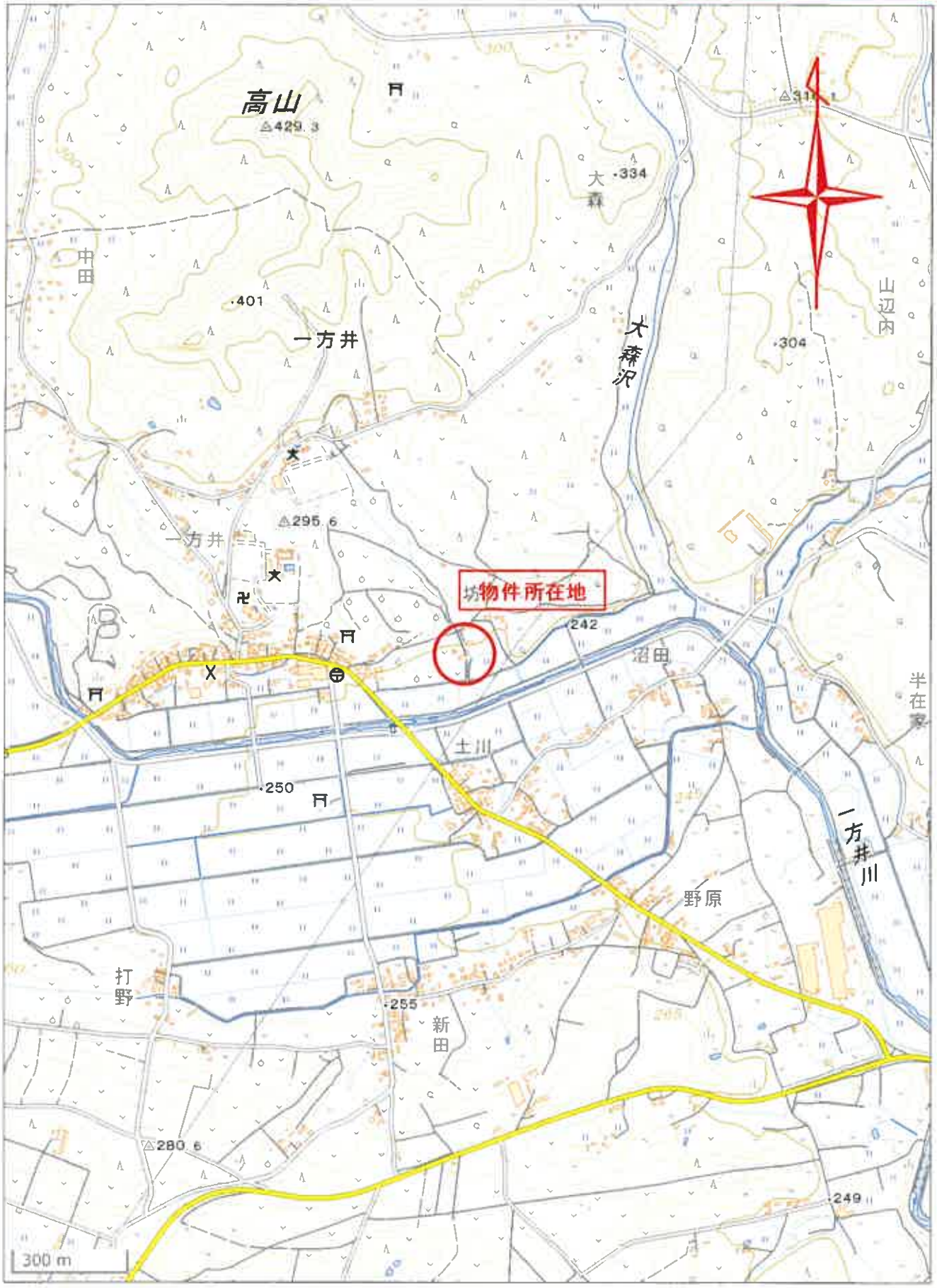
規準可能な地価公示標準地及び地価調査基準地は設定されていない。

第7　附属資料の表示

1　位置図（国土地理院発行地形図を加工して作成）
2　公図写
3　地積測量図
4　建物図面・各階平面図
5　土地建物位置関係図
6　建物間取図
7　仮名一覧表

以　上

位　置　図



出典 ： 国土地理院発行地形図

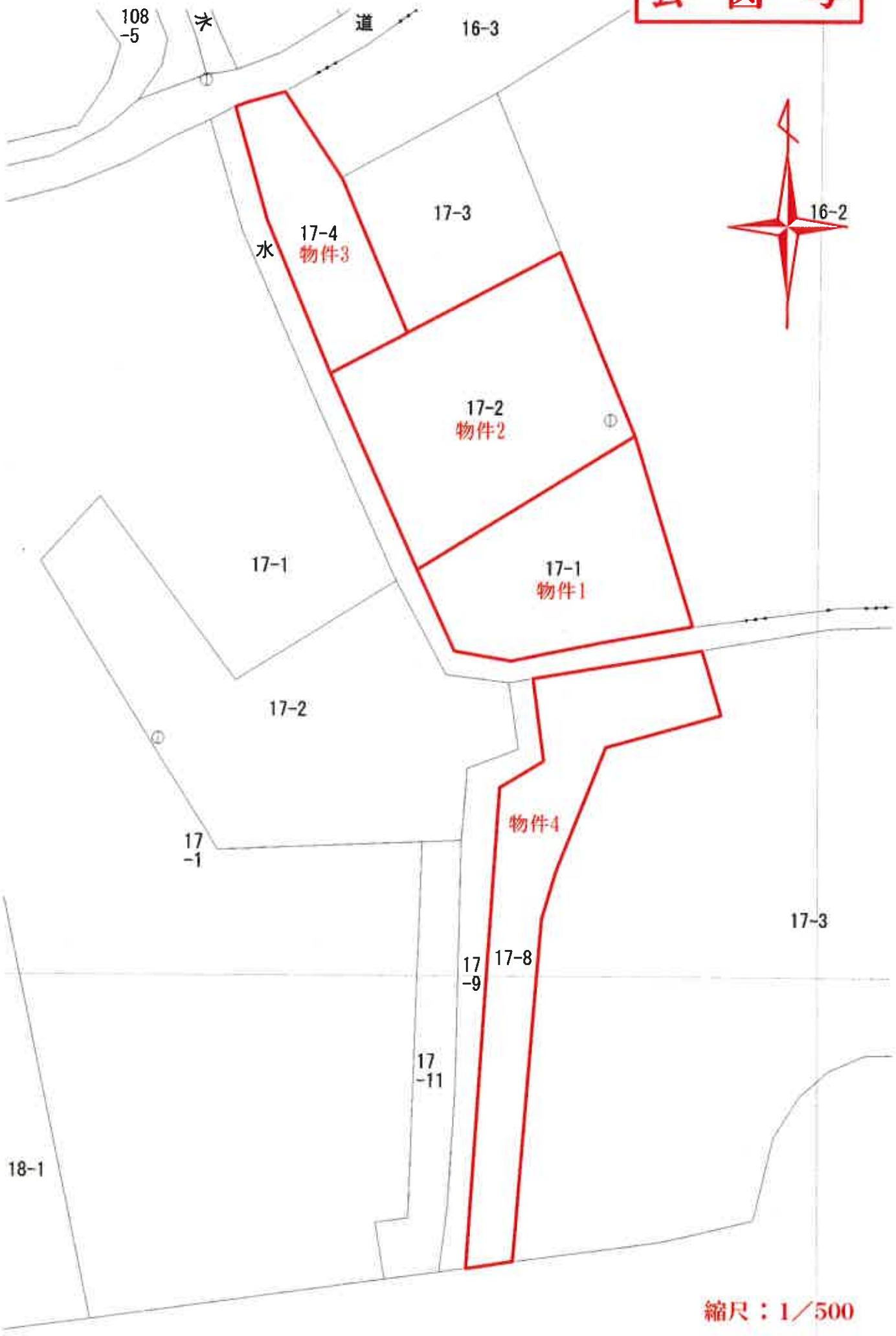
位　置　図



※　土地の位置、形状等は、概測による便宜的な表示である。

出典　：　国土地理院発行地形図

公　図　写


108
-5
水
道
16-3
16-2
17-4
物件3
水
17-3
17-2
物件2
17-1
物件1
17-1
17-2
物件4
17
-1
17-3
17
-9
17-8
17
-11
18-1

縮尺：1／500

登記年月日：昭和59年12月10日

173473

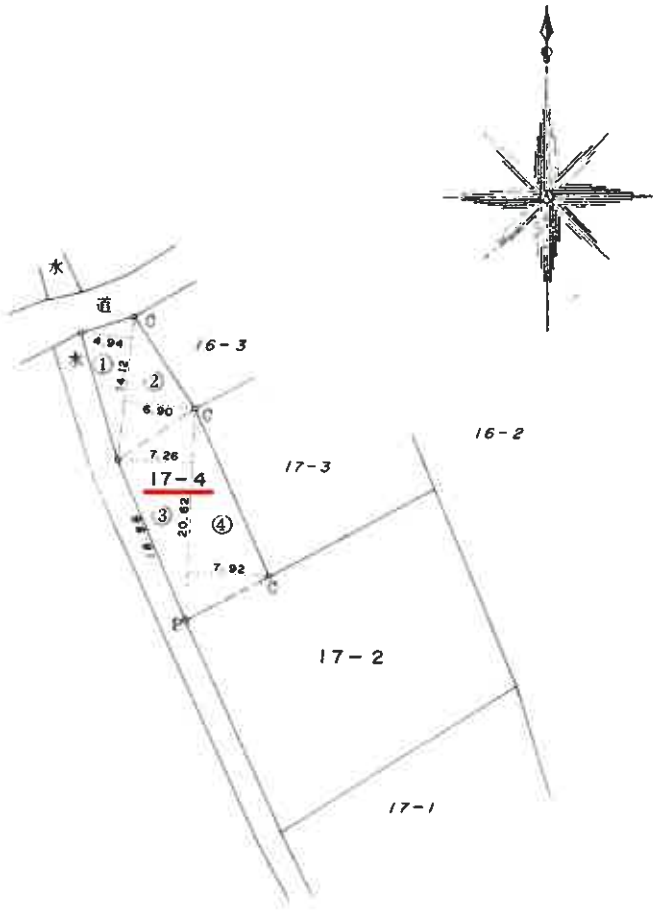
地積測量図

地番	前 17-2 ほか 17-4 17-2 新
土地の所在	岩手郡岩手町大字坊弟子地字沖田 R² 24-4

単位：メートル

求積

①	14·12 ×	4·94 =	69·7528
②	14·12 ×	6·90 =	97·4280
③	20·62 ×	7·26 =	149·7012
④	20·62 ×	7·92 =	163·3104
	計 =		480·1924
	½ =		240·0962
	地積 =		240 ㎡



[redacted]

縮尺 1/500

昭和59.12.10

縮小：A3→A4

地積測量図

登記年月日：昭和57年6月4日

104510

前 17-3　　後
新 17-3 17-4～17-10

地積測量図

地番	17－8 17－9　17-3 新
土地の所在	岩手郡岩手町大字一方井第15地割字町浦

単位：メートル

17-8 求積

(1)	19·95	× 6·20	= 123·6900
(2)	19·95	× 5·70	= 113·7150
(3)	10·50	× 5·40	= 56·7000
(4)	6·55	× 4·00	= 26·2000
(5)	11·85	× 4·30	= 50·9550
(6)	11·85	× 5·10	= 60·4350
(7)	14·25	× 2·85	= 40·6125
(8)	50·15	× 5·40	= 270·8100
(9)	37·40	× 4·50	= 168·3000

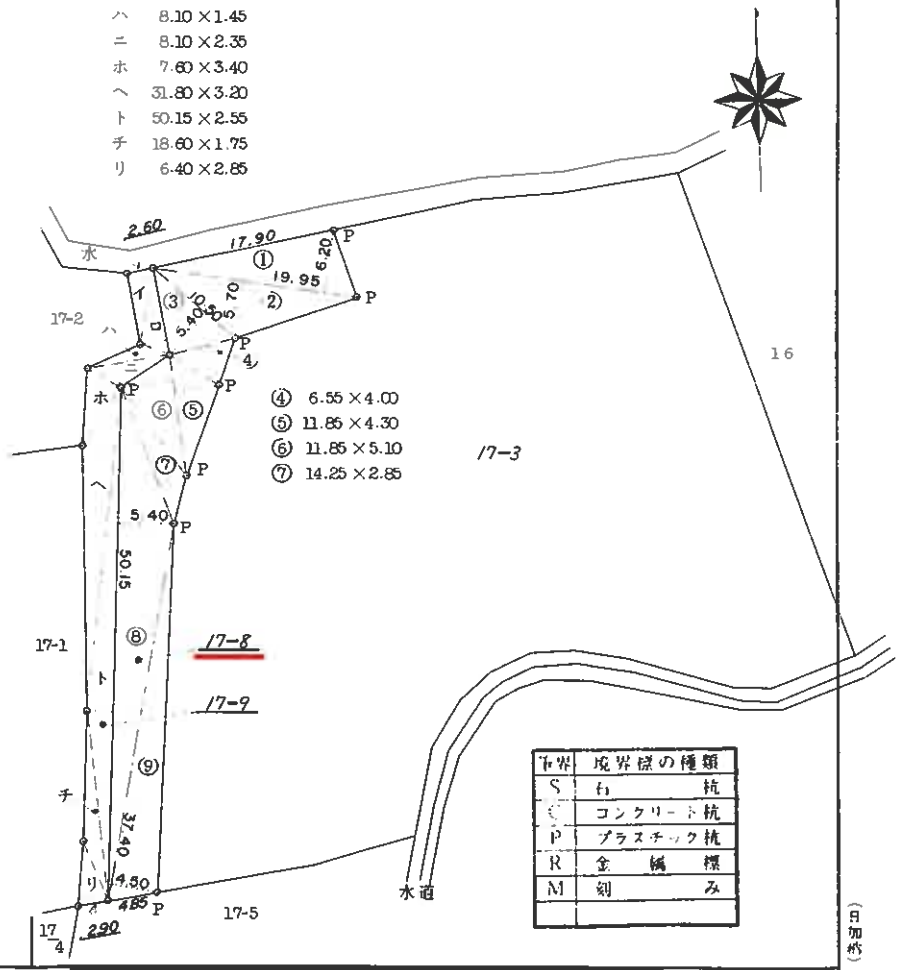
計 = 911·4175
½ = 455·70875
地積 = 455 m²

17-9 求積

イ	7·60	× 2·40	= 18·2400
ロ	8·65	× 2·60	= 22·4900
ハ	8·10	× 1·45	= 11·7450
ニ	8·10	× 2·35	= 19·0350
ホ	7·60	× 3·40	= 25·8400
ヘ	31·80	× 3·20	= 101·7600
ト	50·15	× 2·55	= 127·8825
チ	18·60	× 1·75	= 32·5500
リ	6·40	× 2·85	= 18·2400

計 = 377·7825
½ = 188·89125
地積 = 188 m²

イ　7.60×2.40
ロ　8.65×2.60
ハ　8.10×1.45
ニ　8.10×2.35
ホ　7.60×3.40
ヘ　31.80×3.20
ト　50.15×2.55
チ　18.60×1.75
リ　6.40×2.85



記号	境界標の種類
S	石　杭
C	コンクリート杭
P	プラスチック杭
R	金　属　標
M	刻　み

縮尺 1/500

[redacted]

縮小：A3→A4

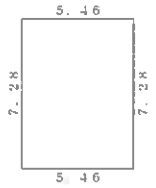
登記年月日：平成27年6月11日

各階平面図

家屋番号	１７－２
建物の所在	岩手郡岩手町大字坊第１地割１７番地２、１７番地１

建物図面

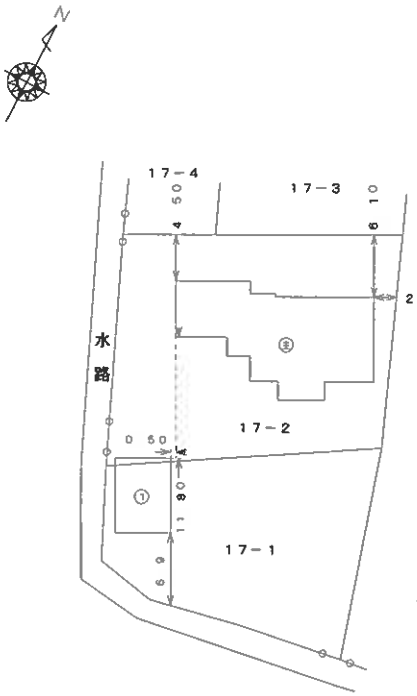
附属建物（符号１）



求積表

5.46 × 7.28 = 39.748800

床面積 39.74㎡



報告書NO. 1500117

[redacted] 縮尺 1/250

[redacted] 縮尺 1/500

縮小：A3→A4

建物図面・各階平面図（物件５）

登記用紙：昭和59年12月10日

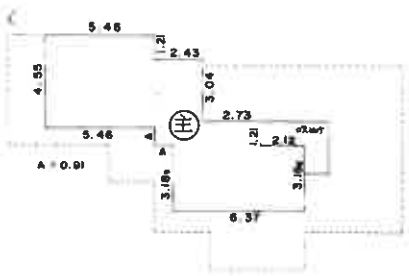
153963 各階平面図

~~建物図面~~
各階平面図

家屋番号	17－2
建物の所在	岩手郡岩手町大字坊第17地割字池田17番地2

単位：メートル

2階

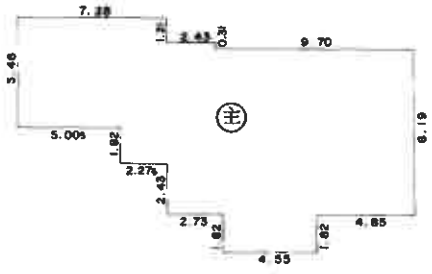


2階求積

1.21	×	5.46	= 6.6066
3.04	×	7.89	= 23.9856
10.62	×	0.30	= 3.1860
0.91	×	5.16	= 4.6956
3.18	×	6.37	= 20.2884
		計	= 58.7622
		床面積	= 58.76㎡

単位：メートル

1階



1階求積

1.21	×	7.28	= 8.8088
9.71	×	0.31	= 3.0101
19.41	×	3.94	= 76.4754
14.40	×	1.82	= 26.2171
12.13	×	2.43	= 29.4759
4.55	×	1.82	= 8.2810
		計	= 152.2683
		床面積	= 152.26㎡

縮尺 1/250

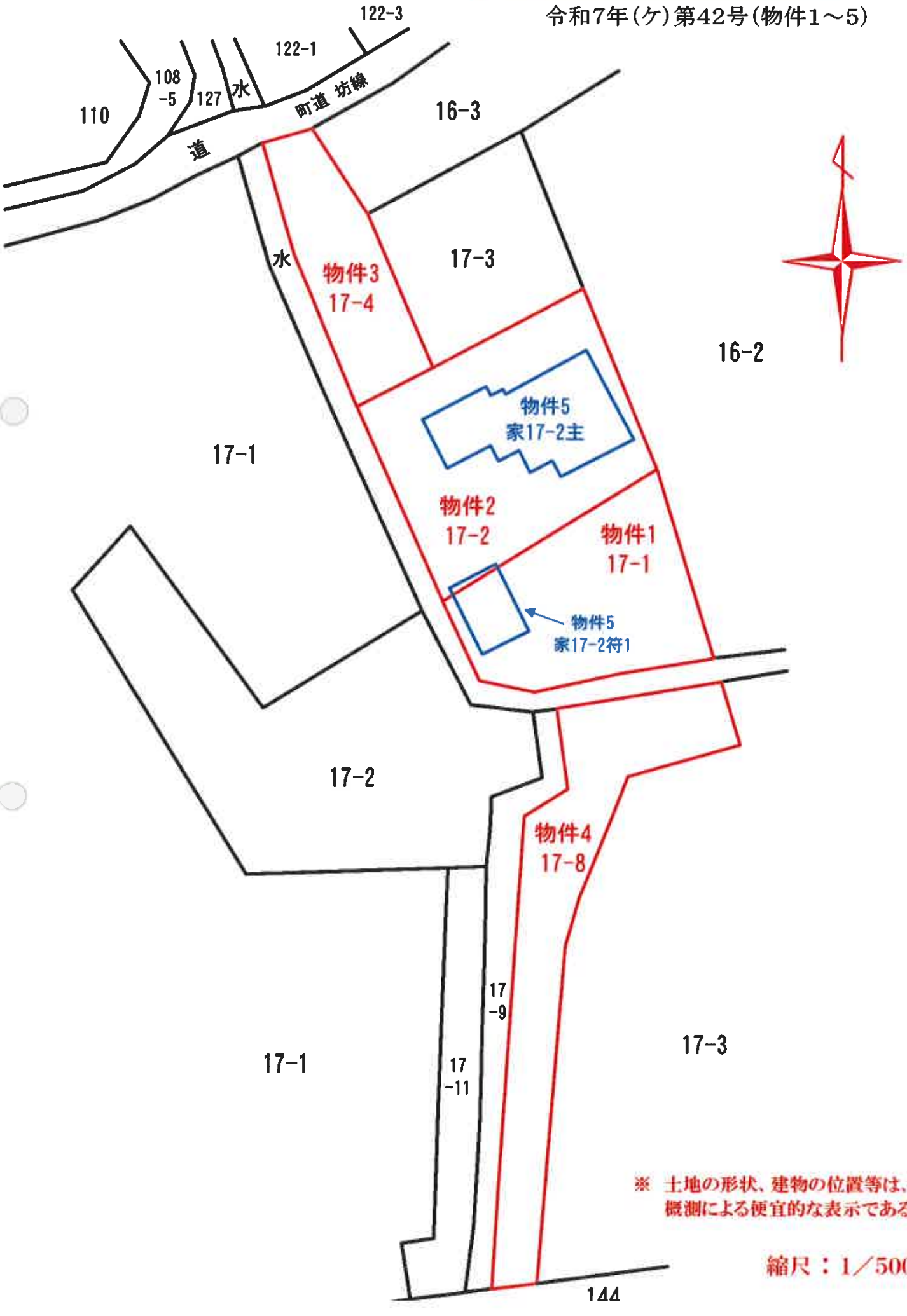
縮尺 1/250

昭和59. 12. 10

縮小：A3→A4

土地建物位置関係図

令和7年(ケ)第42号(物件1～5)

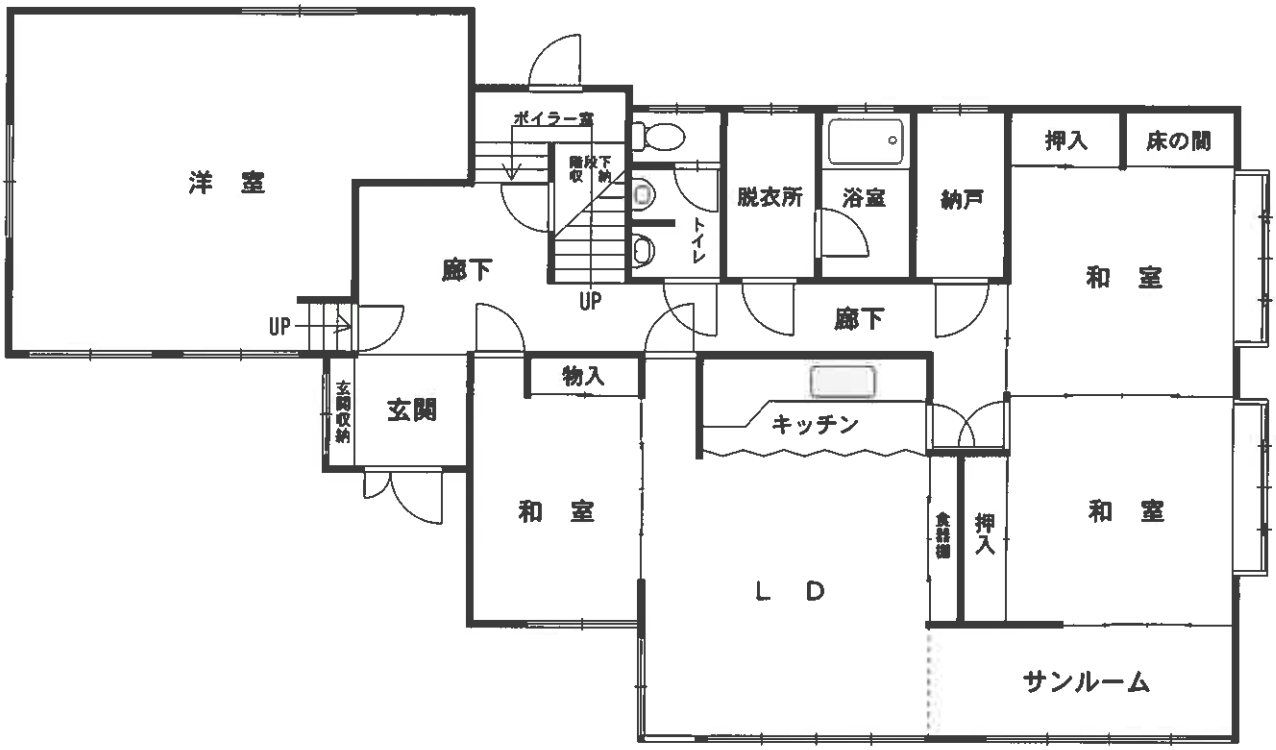


※ 土地の形状、建物の位置等は、概測による便宜的な表示である。

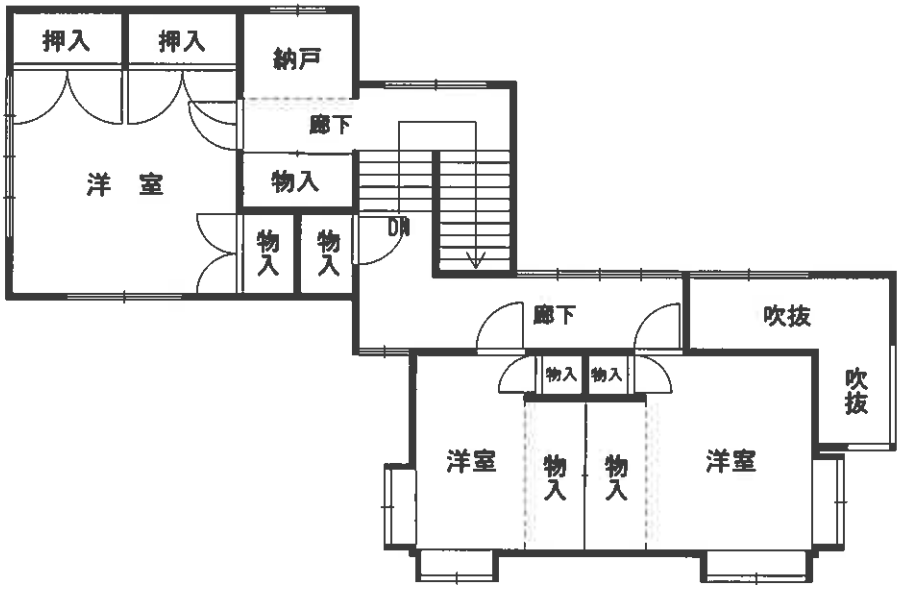
縮尺：1／500

建物間取図（物件5符1）

令和7年(ケ)第42号



1階



2階

※　建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

縮尺：1／120

建物間取図（物件5符1）

令和7年(ケ)第42号



※　建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

縮尺：1／80